

2 社会の動向

2.1 国外の動向

気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模での環境問題が深刻化する中、国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(平成 27 年 9 月)が採択されました。

その中で示された、「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、2030 年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17 のゴールと具体的な 169 のターゲットが設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められています。

廃棄物との関わりが深い食品ロスについては、『2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる』ことが掲げられており、既に EU、イギリスやアメリカ等の各国で、一人当たりの食品廃棄物量削減率等の目標が定められています。

また、海洋プラスチックごみは、陸上で製造・消費されたプラスチックの処理が正しく行われず、その多くが海に流入し、自然分解することなく、そのまま、あるいは破碎・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業への影響など、さまざまな問題を引き起こしています。特に、近年、マイクロプラスチック(一般に 5 mm 以下の微細なプラスチック粒子)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界規模での取組が求められています。

図 2 - 1 - 1 SDGs のロゴ及びアイコン



主に廃棄物分野と関わりが深い項目として以下の項目がありますが、各ゴールはそれぞれのターゲットを通じて相互に関係しており、全体を俯瞰する視点を持って達成を目指すことが求められています。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 4 質の高い教育をみんなに | 12 つくる責任つかう責任 |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 15 陸の豊かさを守ろう |

2.2 国内の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）における方針

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国際状況の変化や国内で進む人口減少・少子高齢化社会、各地で頻発する災害等を背景に、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核に据え、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた計画となっています。

重要な方向性として、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等の7項目を掲げ、国の取組や指標、各主体の連携や役割を示しています。

特に、3Rのうちのリサイクルについては、資源として循環的な利用を行う場合であっても、その過程でエネルギーの消費や温室効果ガスの発生といった環境への負荷が生じます。より低炭素・省資源につながる2R(リデュース・リユース)に重点を置いた取組の強化が求められています。

(2) プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）の策定

日本を含む先進国の廃プラスチックの資源循環を支えていたアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、プラスチック製品の使用・排出抑制も含め、さまざまな対策が必要となっています。

このような状況を受け、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。戦略では、「3R + Renewable」を基本原則とし、2030年までに『リデュース：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累積 25%排出抑制』、『リユース・リサイクル：容器包装の6割をリユース・リサイクル』、『再生利用（Renewable）：再生利用を倍増』といった目標を掲げています。レジ袋等のワンウェイプラスチックの使用削減、使用済みプラスチックの分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルに向けた対策が求められています。

(3) 食品ロス削減推進法（令和元年10月施行）と食品ロス削減推進計画の策定

近年の食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立（同年10月1日施行）し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。また、都道府県及び市町村は、政府の定める基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされています。

なお、食品ロスの削減に関しては、食品ロス削減推進法の制定以前から、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」（平成13年5月施行）に基づき、食品廃棄物等の発生抑制の取組が進められてきたところです。令和元年7月に、同法に基づく新たな基本方針が示され事業系

食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに半減させる目標が示されています。

(4) 安定的・効率的な施設整備及び運営

平成 9 年に厚生省が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」により、小規模施設について、ダイオキシン類の対策可能な大規模施設に集約する方針が示されました。これを受けて、県では「ごみ処理広域化計画」（平成 11 年 3 月）を策定し、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めてきました。

国のガイドラインの策定から 20 年以上が経過した現在、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化が進んだ一方で、廃棄物を取り巻く状況は大きく変化し、廃棄物処理に係る担い手不足、老朽化した廃棄物処理施設の増加、人口減少による廃棄物処理の非効率化等が懸念される中、国は平成 31 年 3 月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第 1903293 号）を発出しました。

今後は、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ、地域循環共生圏の考えを含め、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を図る必要があります。また、新たな施設整備にあたっては、気候変動対策の観点から、廃棄物エネルギーの活用、効果的なエネルギー回収技術の導入等も検討し、安定的かつ効率的な施設整備及び運営体制を構築することが求められています。

(5) 災害廃棄物対策

国では東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や明らかとなった課題を元にこれを平成 30 年 3 月に改訂しました。

新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項が具体的に示されています。また、国、県、市町村における平時の備えの充実も明記されており、体制整備や仮置場の確保、人材育成、災害協定の充実が求められています。

(6) 高齢化社会に対応した廃棄物処理システムの構築

日本では今後、少子高齢化が一層進み、令和 47 年には高齢化率（人口に対する 65 歳以上人口の割合）が 38.4% に達し、同時に、1 世帯あたりの人数が減少し、高齢者のみの世帯または高齢者の単身世帯が増加すると推計されています。

既に、高齢者においては、身体に問題を抱え日常のごみ出しに支障をきたしているケースも増えており、高齢者や障がい者に対するごみ出し支援事業を実施している市町村もあります。

国においても、実施自治体の事例の分析、課題の抽出等を踏まえてガイド

ラインの作成を進めており、高齢化社会へ対応した廃棄物処理体制への転換が求められています。

(7) 新型コロナウイルス感染症による暮らしや事業活動への影響

世界的規模の流行である新型コロナウイルス感染症については、人々の暮らしや事業活動を一変させました。

在宅勤務の増加や外出自粛に伴い在宅時間が長くなり、生活ごみが増えるだけでなく、片付け等の機会が増加しました。さらに、リモートワークの導入が進んだことで家具等の需要も高まり、一方で大型ごみ等の排出も増加傾向がみられました。また、アジア諸国などへの輸出によってリユースやリサイクルシステムが成立していた古着類等は、感染拡大に伴う輸出入の停止によって、自治体や収集業者の保管場所を圧迫し、収集を一時的に停止せざるを得ない自治体もみられました。

このような状況においても、廃棄物処理は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務であることから、国においても令和2年9月に「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定するなど、安定した収集運搬・処理を維持できるような体制づくりが求められています。